

- こども基本法は、こどもに関する様々な取組を講ずるに当たっての共通の基盤として、こども施策の基本理念や基本となる事項を定めた包括的な基本法。
- 同法においては、以下のとおり、地方公共団体の責務や、地方公共団体に対する義務の定めがある

【第5条】 地方公共団体の責務

- 地方公共団体は、基本理念にのっとり、こども施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内におけるこどもの状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する

【第10条】 都道府県こども計画、市町村こども計画の策定（努力義務）

- 都道府県は国のこども大綱を勘案し、また、市町村は国のこども大綱と都道府県こども計画を勘案し、それぞれ、こども計画を定めるよう努めるものとする（こども計画の策定・変更時は遅滞なく公表すること）
- 各計画は、既存の各法令（※）に基づく都道府県計画・市町村計画と一体のものとして作成することが可能
※ 子ども・若者育成支援推進法第9条、子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条等

【第11条】 こども等の意見の反映

- 地方公共団体（※）は、こども施策の策定・実施・評価するに当たり、**こどもや子育て当事者等の意見を聴取して反映させるために必要な措置**（例：こどもや若者を対象としたパブリックコメント、審議会・懇談会等の委員等へのこどもや若者の参画促進、SNSを活用した意見聴取等）**を講ずるものとする**
- ※ 「**地方公共団体**」とは、**地方自治法に基づく普通地方公共団体及び特別地方公共団体**を指し、議会や執行機関のほか、法律の定めるところにより置かれる委員会（例：教育委員会）や、法律又は条例の定めるところにより置かれる附属機関が含まれると解される
- **具体的な措置、意見聴取の頻度等は、個々の施策の目的等に応じて様々であり、地方公共団体の長等は、当該施策の目的等を踏まえ、こどもの年齢や発達の段階、実現可能性等を考慮しつつ、こどもの最善の利益を実現する観点から、施策への反映について判断**
- 聴取した意見が**施策に反映されたかどうかについて、こどもにフィードバック**することや広く社会に発信していくことが望ましい

【第13条、第14条】 関係機関・団体等の有機的な連携の確保（努力義務）

- 地方公共団体は、こども施策の適正かつ円滑な実施のため、こどもに関する支援を行う民間団体相互の有機的な連携の確保に努め、また、連携の確保に資するための情報通信技術の活用などを講ずるよう努めるものとする

1. 自治体こども計画について

こども大綱

子ども施策に関する基本的な方針・重要事項、子ども施策推進に必要な事項のほか、①～③を含むもの

- ① 少子化社会対策基本法第七条第一項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策
- ② 子ども・若者育成支援推進法第八条第二項各号に掲げる事項
- ③ 子どもの貧困対策の推進に関する法律第八条第二項各号に掲げる事項

都道府県こども計画（努力義務）

国が定めるこども大綱を勘案した、当該都道府県におけるこども施策についての計画

勘案

市町村こども計画（努力義務）

こども大綱及び都道府県こども計画が策定されている場合は当該計画を勘案した、当該市町村におけるこども施策についての計画

既存の各法令と
一体で作成可！

子ども・若者育成支援推進法第九条第一項・第二項に規定する都道府県・市町村子ども・若者計画

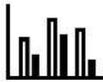
子どもの貧困対策の推進に関する法律第九条第一項・第二項に規定する計画

統一的！
わかりやすさ！
事務負担の軽減！

その他法令の規定により地方公共団体が作成する計画であって子ども施策に関する事項を定めるもの
【例】
・次世代育成支援対策推進法に基づく都道府県・市町村行動計画
・子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画

2. 事業の構成及び内容

(1) 自治体こども計画策定に向けた調査等



- ① こども・若者の意識調査、こどもや子育て当事者等からの意見聴取等、地域住民の意向等を把握するための調査
- ② 子どもの貧困に係る調査、子ども・子育て支援事業計画に関するニーズ調査等、個別の調査を複数行い、全体としてこども大綱を勘案した内容となる調査
- ③ (1)及び(2)の調査結果に基づき、課題の整理や施策の方向性を検討するための分析及び支援ニーズに応えるため地域に現存する資源量の把握

(2) 調査結果を踏まえた自治体こども計画の策定



- ① 自治体こども計画の策定に向けた検討会議等の運営
- ② 計画案に対するこども又はこどもを養育する者その他関係者の意見を反映させる機会の確保など
(例：対面やオンラインでの意見交換、パブリックコメント、検討会議等へのこどもや若者の参画など)

(3) 都道府県事務費

市町村事業の取りまとめに必要な報酬、給料、職員手当等、保険料、諸謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、会議費、通信運搬費、雑役務費



対象経費：報酬、給料、職員手当等、保険料、諸謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、会議費、通信運搬費、雑役務費、借料、委託費

3. 補助基準額等

- (1)・(2) 都道府県:5,000千円 市町村:3,000千円 補助率 1/2
- (3) とりまとめ数により1市町村あたり56千円～112千円